

<規制評価シート>(経済産業省作成)

【グリーンイノベーション②】

規制改革事項(事務局記載)		燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの設置にあたっては、水素充填機から公道まで6m以上の保安距離を有する必要がある(一般高圧ガス保安規則第7条の3)。 ・ガソリン給油機のホース機器周辺に10×6m以上の給油空地を確保する必要がある(危険物の規制に関する政令第17条)。 ・水素貯蔵量(圧縮ガスに該当)は、用途規制により、原則、準工業地域:3500m³、商業地域:700m³、準住居地域50m³と上限が定められている(建築基準法施行令第116条、130条の9)。
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	原子力安全・保安院
	担当課・室名	保安課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	高圧ガス保安法第5条 製造の許可等 一般高圧ガス保安規則第7条の3 特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
	目的	高圧ガスによる災害を防止するため
	対象	高圧ガスを製造する者(水素ステーションを設置する者)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成17年3月に、燃料電池自動車の今後の普及を見込み、40メガパスカル以下の圧縮水素を充てんするための特定圧縮水素スタンドに係る基準として、一般高圧ガス保安規則第7条の3を追加した。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行うべきである。</p> <p>まずは、以下のような規制の見直しを行すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安距離確保のための大きな用地が必要となっており、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの4mへと緩和するとともに(高圧ガス保安法)、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めることで設置コストの削減を図るべきである(消防法)。 ・商業地域では燃料電池自動車15台分しか水素を貯蔵できないため、実用化を妨げる要因となっている。商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである(建築基準法)。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	本技術基準の策定に当たっては、水素ステーションで想定される高圧水素の漏えい、着火、爆発に係る実験、シミュレーションを行い、その結果をもとに公道との距離6mを定めたところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	保安距離6mの短縮について、安全性に係る検証なしに規制緩和を行うことは、災害防止の観点から問題。

<規制評価シート>(総務省作成)

【グリーンイノベーション②】

	規制改革事項(事務局記載)	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和
	規制の概要(事務局記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの設置にあたっては、水素充填機から公道まで6m以上の保安距離を有する必要がある(一般高圧ガス保安規則第7条の3)。 ・ガソリン給油機のホース機器周辺に10×6m以上の給油空地を確保する必要がある(危険物の規制に関する政令第17条)。 ・水素貯蔵量(圧縮ガスに該当)は、用途規制により、原則、準工業地域:3500m³、商業地域:700m³、準住居地域50mと上限が定められている(建築基準法施行令第116条、130条の9)。
所管省庁	担当府省	総務省消防庁
	担当局名	
	担当課・室名	危険物保安室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	消防法第10条第3項、危険物の規制に関する政令第17条、危険物の規制に関する規則第27条の5
	目的	保安の確保
	対象	給油取扱所
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成17年制定
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行うべきである。</p> <p>まずは、以下のような規制の見直しを行すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安距離確保のための大きな用地が必要となつておらず、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの4mへと緩和するとともに(高圧ガス保安法)、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めることで設置コストの削減を図るべきである(消防法)。 ・商業地域では燃料電池自動車15台分しか水素を貯蔵できないため、実用化を妨げる要因となっている。商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである(建築基準法)。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	水素ステーションにおいて、固定給油設備(ガソリン給油機)からガソリンが漏えいする可能性があるが、この場合容易に着火し火災に至る危険性が高く、水素ディスペンサー(水素充填機)等が火災の影響を受け、極めて危険な状態になることから要望は認められない。なお、固定給油設備から漏えいしたガソリンの被害を防ぐことができる給油空地(給油スペース)の外側に水素ディスペンサーを並列して設けることは可能である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	給油空地に水素ディスペンサーを設置した場合、固定給油設備からガソリンが漏えいすると何らかの火源により火災に至る危険性が高く、並列設置された水素を貯留する水素ディスペンサーや燃料電池自動車の水素ボンベが熱せられ、極めて危険な状況になる。このような理由から、補完措置はない。

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【グリーンイノベーション②】

規制改革事項(事務局記載)		燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの設置にあたっては、水素充填機から公道まで6m以上の保安距離を有する必要がある(一般高圧ガス保安規則第7条の3)。 ・ガソリン給油機のホース機器周辺に10×6m以上の給油空地を確保する必要がある(危険物の規制に関する政令第17条)。 ・水素貯蔵量(圧縮ガスに該当)は、用途規制により、原則、準工業地域:3500m³、商業系地域:700m³、住居系地域350m³と上限が定められている(建築基準法施行令第116条、130条の9)。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	市街地建築課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第48条、同施行令第130条の9
	目的	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を、危険物の種類、用途地域の別に応じて規制する。
	対象	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和34年4月法改正 (危険物の貯蔵又は処理に供する規定の創設)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行わるべきである。</p> <p>まずは、以下のような規制の見直しを行わべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安距離確保のための大きな用地が必要となっており、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの4mへと緩和するとともに(高圧ガス保安法)、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めて設置コストの削減を図るべきである(消防法)。 ・商業地域では燃料電池自動車15台分しか水素を貯蔵できないため、実用化を妨げる要因となっている。商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである(建築基準法)。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>水素ステーションにおける貯蔵量の緩和については、安全性の観点に加えて、交通量の増加による交通渋滞や深夜の騒音の発生のおそれ等もあることから、地域の状況に応じて、特定行政庁が安全性及び周辺の市街地環境への悪影響の有無を個別に判断して許可することにより対応。</p> <p>許可に当たっては、安全性を特定行政庁が容易に判断できるようにする必要があることから、具体的な仕様を示した経済産業省の「例示基準」の策定を待ち、この基準を踏まえて、許可の技術的助言を通知する予定。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	技術的助言として通知を行う予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート>(総務省作成)

【グリーンイノベーション ③-a】

規制改革事項(事務局記載)		スマートメータ(※)の普及促進に向けた制度環境整備 一電力搬送線を利用した屋外通信(PLC通信)の緩和 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。
規制の概要(事務局記載)		PLCは光ファイバー・ADSL等の普及が困難な地域でも、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築できるが、現状においては、電波無線利用(アマチュア無線等)への漏洩電波の影響から、電波法で屋内利用に限定されている。
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波環境課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法施行規則第四十四条 無線設備規則第五十九条
	目的	無線通信業務に与える有害な混信の排除の観点からの共存条件の策定
	対象	電力線搬送通信設備
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成18年度改正
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、高速通信網の整備が不可欠である。PLCは導入費用が低くなるため、当該手段のひとつとして有力視されており、海外(欧米韓)においては、屋外利用が認められている。 我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを実現していくためには、海外でも認められているPLCの屋外利用を可能とすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	高速電力線搬送通信の屋外利用については、漏えい電波を十分に低減できるめどが立っておらず、他の無線利用システムに影響を与える可能性があることから、これを認めていない。 ただ、通信速度には制約があるものの、10kHzから450kHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信の屋外利用は認められており、当該方式を使用するスマートメーターは実現可能。 なお、平成18年の高速電力線搬送通信の制度化以降、屋外利用について事業者等からの具体的な提案もなく、どのような設備が想定されているのか不明なため、本要望に関し、具体的な共存条件の検討に着手できる状況にないと考えている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	屋外利用について具体的提案がなされた場合には、実現可能性について検討することとした。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(経済産業省作成)

【グリーンイノベーション ③-b】

規制改革事項(事務局記載)		スマートメータ(※)の普及促進に向けた制度環境整備 —電力メーター選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。
規制の概要(事務局記載)		電力会社の供給約款においては、電力メーターの選定・所有・管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款については、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部
	担当課・室名	電力市場整備課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気事業法第19条に基づく、各電力会社の電気供給約款等に規定。
	目的	法令による規制ではなく、電力会社が定めているものであるが、適切な計量に基づき料金徴収が行われることについて、電力会社が責任を負うことを目的とする(例えば、検定の有効期限が切れたメーターがそのまま使用されることがないようにする)。
	対象	電力会社と契約する各需要家に設置されている電気メーター
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	—
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、インフラとなるスマートメータの各家庭への円滑な普及促進が課題である。 したがって、需要家の電力使用量などのデータ利用の在り方及び電力メーターの選定・所有・管理の在り方などについて検討し、スマートメータの普及、需要家の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	いわゆるスマートメーターについては、消費電力量の「見える化」機能等を通じたエネルギー利用の効率化に寄与するとともに、今後、再生可能エネルギーの大量導入が想定されている中で、必要に応じて太陽光発電の出力抑制などを行うことが検討されており、省CO2化や系統安定化対策に貢献する面も大きいと考えられる。また、エネルギーの最適利用等に関連する新たなサービスの創出の土台となることが期待されている。 スマートメーターに関するシステムの機能としては、①計量・遠隔検針と、②エネルギーマネジメント／付加サービスに大別できる。このうち、①については、電力会社が行う料金徴収の前提である適切な計量という機能を踏まえてその在り方を決定する必要がある。一方、②については、①を担う機器と必ずしも同じ機器である必要はない、需要家が選択可能な別の機器が担い得るものであり、現状において特に選定・所有・管理の規制が課されているものではない。 これら2つの機能については、データを共通して活用すること等により、需要家にとってより便利なサービスを提供し得るものである。そのため、両者の間のインターフェースの標準化等により、当該機器を活用したサービス提供について競争を通じたイノベーションを促進していく必要があると考えている。 については、スマートメーターについて、上記の論点も含めて、導入の費用対効果の分析、メーター自体に求められる機能(計量、通信、更なる付加サービス機能等)、標準化すべき事項とその具体的な内容、設置費用の負担方法等の制度的課題について幅広く検討を行いたい。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【グリーンイノベーション④】

規制改革事項(事務局記載)		住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>省エネ基準として、断熱性や気密性に関する建築主等の判断基準が示されている(最新の基準が平成11年に改正告示され、その後一部改正されているが、水準は変更なし)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針
所管省庁	担当府省	国土交通省・経済産業省
	担当局名	住宅局・資源エネルギー庁
	担当課・室名	住宅生産課・省エネルギー対策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第73条第1項 ・省エネ法第74条第2項 ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号) ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号) ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)
	目的	建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のため
	対象	建築主等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>【建築物】 昭和55年制定、平成5年一部改正、平成11年一部改正 【住宅】 昭和55年制定、平成4年一部改正、平成11年一部改正</p>
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現行の省エネ基準の達成率は新築建築物:85%、新築住宅:36.66%に到達している一方で、住宅・建築物が中心を占める民生部門の最終エネルギー消費は過去30年で3倍増となっており、新たな基準の策定により更なる省エネ・CO ₂ 削減を図るべきである。また、現在は第一種特定建築物を除き、省エネ措置が著しく不十分であっても勧告で留まっており、実行力を高めるための仕組みの創設が求められる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	平成20年法改正により、省エネ措置の届け出対象を300m ² 以上の住宅・建築物にまで引き下げるとともに、中小規模の住宅・建築物(300~2000m ²)について、省エネ措置が著しく不十分である場合の「勧告」を新たに規定し、適切な執行に努めているところ。 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、建築物の省エネ判断基準の見直しが盛り込まれたところ。 住宅の省エネ化に係る措置等については、改正法の施行状況等も踏まえ、十分な検討が必要。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	建築物の省エネ判断基準の見直しについては、2年後の施行に向けて、本年3月に両省共同の検討委員会を設置し、これまでの設備毎の基準ではなく建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準の検討を開始したところ。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート>(経済産業省作成)

【グリーンイノベーション④】

規制改革事項(事務局記載)		住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>省エネ基準として、断熱性や気密性に関する建築主等の判断基準が示されている(最新の基準が平成11年に改正告示され、その後一部改正されているが、水準は変更なし)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針
所管省庁	担当府省	国土交通省・経済産業省
	担当局名	住宅局・資源エネルギー庁
	担当課・室名	住宅生産課・省エネルギー対策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第73条第1項 ・省エネ法第74条第2項 ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号) ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号) ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)
	目的	建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のため
	対象	建築主等
規制改革要望等への対応	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>【建築物】 昭和55年制定、平成5年一部改正、平成11年一部改正 【住宅】 昭和55年制定、平成4年一部改正、平成11年一部改正</p>
	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現行の省エネ基準の達成率は新築建築物:85%、新築住宅:36%に到達している一方で、住宅・建築物が中心を占める民生部門の最終エネルギー消費は過去30年で3倍増となっており、新たな基準の策定により更なる省エネ・CO2削減を図るべきである。また、現在は第一種特定建築物を除き、省エネ措置が著しく不十分であっても勧告で留まっており、実行力を高めるための仕組みの創設が求められる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	平成20年法改正により、省エネ措置の届出対象を300m ² 以上の住宅・建築物にまで引き下げるとともに、中小規模の住宅・建築物(300~2000m ²)について、省エネ措置が著しく不十分である場合の「勧告」を新たに規定し、適切な執行に努めているところ。 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、建築物の省エネ判断基準の見直しが盛り込まれたところ。 住宅の省エネ化に係る措置等については、改正法の施行状況等も踏まえ、十分な検討が必要。
規制改革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	建築物の省エネ判断基準の見直しについては、2年後の施行に向けて、本年3月に両省共同の検討委員会を設置し、これまでの設備毎の基準ではなく建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準の検討を開始したところ。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート>(農林水産省作成)

【グリーンイノベーション ⑤-a】

規制改革事項(事務局記載)		国産木材の利用促進 -「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入
規制の概要(事務局記載)		JAS(日本農林規格)は、集成材にかかる木材の厚さ等を細かな仕様規定により定めていることから、小径木材の活用や間伐材の有効活用のための加工・利用技術の開発が進展しない。 ① ラミナの厚さ 厚さ(5cm)、最大と最小のラミナの厚みの比率(2/3) ② 2次接着の仕上げ等 同一条件で製造された集成材どうしの接着仕上げ ③ 幅方向に接合したラミナの品質等 幅はぎ未評価ラミナ※の範囲(現在は大断面集成材に限定) ※幅方向に接着剤を使用せずに合わせたラミナ等のこと。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	消費・安全局
	担当課・室名	表示・規格課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条、第9条 集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)第5条第1項
	目的	適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図ることによって、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与
	対象	ひき板、小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着をした一般材(集成材)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定:昭和49年7月8日 最終改正:平成19年9月25日
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	本件については、「規制改革集中受付月間」(平成21年6月)の要望として、農林水産省において検討を行うとされているが、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成24年度を待たず、早期に安全性等を検証のうえ、性能規定の併用導入を図るべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【森林・林業再生プラン(抜粋)】 2. 森林資源の活用 (2) 木材利用の拡大 地域材住宅の推進とそれを支える木造技術の標準化、木造設計を担える人材の育成、公共建築物などへの木材利用の推進
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 森林・林業再生プランの趣旨を踏まえ、木材利用が拡大するよう検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【グリーンイノベーション⑤-b】

規制改革事項(事務局記載)		国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積3,000m²を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。 高齢者福祉施設における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び、幼稚園の乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	建築指導課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第21条 建築基準法第27条
	目的	建築基準法は、国民の生命等の保護を図ることを目的として、建築物に関する最低の基準を定めたものであり、火災に対する安全性の観点から、建築物の規模や用途に応じて主要構造部を耐火構造とする等の規制を行っている。
	対象	建築物
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年建築基準法制定 平成12年改正により建築基準の性能規定化を実施
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000m²以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院や保育園は準耐火構造による木造建築が認められているものの、幼稚園や特養・ショートステイの建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	平成12年に建築基準法を改正し、建築基準の性能規定化を行った結果、必要な耐火性能が確保できれば、木造建築物であっても、延べ面積や高さの制限なく建築することが可能となった。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	上記のとおり。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート>(厚生労働省作成)

【グリーンイノベーション⑤-b】

規制改革事項(事務局記載)		国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積3,000m²を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。 高齢者福祉施設における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び、幼稚園の乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)
所管省庁	担当府省	厚生労働省
	担当局名	老健局
	担当課・室名	高齢者支援課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条
	目的	火災時における入居者の安全を確保するため
	対象	特別養護老人ホーム
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	特別養護老人ホームの建物は、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいずれにも設けていない場合を除き、耐火建築物としなければならないとしている
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000m²以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院や保育園は準耐火構造による木造建築が認められているものの、幼稚園や特養・ショートステイの建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等については一部を除き、地方公共団体の制定する条例に委任することとされ、耐火建築物等の設置要件についても参照すべき基準とされたところであり、同計画を踏まえた地域主権改革推進一括法案の成立・施行後、2階建ての介護施設等について準耐火構造による木造建築を認めるかどうかについては各都道府県等の判断によるところとなる。</p> <p>(参考)なお、平成22年3月13日に発生した札幌市のグループホーム火災を受け、「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」において、消防庁、国土交通省及び厚生労働省の3省庁が連携し、防火安全体制の在り方等について協議することとなっており、現在緊急調査を行っているところ。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	同上
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	